

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室

HOME | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [使用者の不当労働行為](#) ③

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

### 使用者の不当労働行為 ③

## 支配介入に当たるとされた事例（2）

### 3. その他「諸々の使用者発言」による事例（3）

#### 1) 単なる意見表明

単なる意見表明(賃金の考え方、賃金相場の提示、スト中止の要請)に留まるものは問題ないとされている。 例:日本液体運輸事件(S57.6.2中労委)

会社が経営危機に直面してその打開策を従業員に訴えるなかで「ストをやれば会社はつぶれる」などと発言しスト自粛を訴えたことは、不穏当な部分はあるが、全体として「会社の率直な意見表明」に留まる。とされた。

#### 2) 団体交渉の場での発言

団交の場での使用者の発言の許容範囲は拡大するとされている。

例:武蔵野音楽学園事件(H3.3.19東京地労委、H3.5.22中労委)

学園の理事が組合に対し団交で「第三組合なるものに存在するというものを認めない」との発言につき、組合側として幾多の反論の機会があるのだから、不当労働行為の成否を云々すべき限りでない。但し、団交の場でも、会社社長が「誰それが委員長をやっている間は駄目だ」等の発言したことが支配介入に当たるとされた例もあるので、何にでも許されるというわけではない。(飯田風越タクシー事件：H2.12.19長野地労委)

#### 3) 不利益の予告等の威嚇的発言

このような発言は、限りなく不当労働行為としての危険性が增大する。(要注意)

#### 4) 誇張された過剰な警告

違法な争議でもないのに、ことさら違法性を指摘したり虚偽又は誇張された事実に基づき過剰な警告も支配介入とされやすい。(例:大阪ケミカル工業事件、東洋シート事件、陸奥製菓事件、フエ福祉会事件など)

#### 5) 故意に従業員を集めての組合批判

従業員を集めて組合批判をことさら行うのも支配介入とされやすい態様。

例:東宝舞台事件(H3.5.14東京地労委) 「社長が年頭挨拶で組合の役員選挙を前に文書をもって、組合執行部の期末手当についての取組み姿勢を誹謗したことは支配介入。」しかし逆に、支配介入に当たらないとした事例で、名古屋西濃運輸事件(H2.8.27愛知地労委)

「自然発生的な集会での偶発的な受け身な発言は支配介入には当たらない。」

新宿郵便局事件(S58.12.20最三小判)

「個人的に職制が自宅で組合員と歓談する中で、たまたま組合の闘争主義批判をしたことは公正さに疑いは残るが支配介入とは言えない。」

#### 近年の最高裁注目判決として、高裁への差し戻し判決について

##### (JR東海事件:最二小判H18.12.8)

JR東海で分裂した片方の組合に対する介入の有無が争われた事件で、最高裁は「経営側に近い職制上の地位にある者が使用者の意を体して労組への支配介入を行えば、使用者との具体的な意思の連絡がなくても不当労働行為に当たる。」との初判断を示し、組合員資格があるなど経営側そのものとは言えない中間管理職であっても、経営側の意向を察して組合に介入すれば不当労働行為になると認め、科長の立場は『所長を補佐し、経営側に近接する地位』と認定し、スト権確立の方針を巡り同社の労組が分裂し、新A組合が発足した直後、科長が乗務員ら2人に居酒屋などで「あなたはこの職場にいられなくなる」などと、元のB組合に戻るよう説得した発言が「B労組の組合員としての発言であるとか、相手方との個人的な関係からの発言であることが明らかであるなどの特段の事情」がないかどうかを審理させるため、同高裁に差し戻した。

#### 6) 経営会議や営業会議における組合批判

この会議で組合批判をことさら行う、となれば支配介入とされやすい態様、ただ、既に発表されている会社見解や組合要請等を確認し各職場で理解を求めると、役員又は管理職から説明したり、質問に答えることは許容範囲と言える。しかし、組合との間で特定の問題や労使関係に関する問題については組合を通じて行う等の慣行や合意があれば別となる。

#### 7) 職制による上部団体加入批判

京王電鉄事件(H15.4.28東京地判)では、「あなた、家族のために考えなさい」などの管理職の発言が会社の意を体して

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

▶ キーワード検索はこちら

行われたものではない、として団結権侵害に当たらない。とされた例があるが、平成18年に上記最高裁の判決があり、このような干渉発言は支配介入として不当労働行為となる態様であると言える。

使用者の不当労働行為（PDF版）

- ▶ [サイトマップ](#)
- ▶ [このサイトについて](#)
- ▶ [個人情報保護の取組みについて](#)

- [TOP page](#)
- [資料室](#)
- [イベント情報](#)
- [講師を探す](#)
- [関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.